

参考資料 5 感染疑い船の事例集

新型コロナウイルス感染症の疑いのある船員が乗船する船舶に対する対応事例

2021年3月31日時点

番号	船種	概要	寄港期間	体調不良者情報	下船希望	検疫	PCR検査	対応状況	備考
1	LNGタンカー船	・ A国出港後、船員の家族の陽性が判明したため、当該船員は濃厚接触者となったが、当該船員を船内隔離した上で、B埠頭LNGバース（民間岸壁）への寄港を予定通り行いたいと要望があった。当該船員も含めクルーに症状はなし。	2日間	無	無	無線	未実施	・ 民間岸壁の管理者、港湾管理者とも通常通りの対応で了解。 ・ 入管からは当該船員のみ上陸禁止との指示。 ・ 検疫所からは、以下の留意事項を指示。 ①当該船員は部屋から出さないこと。 ②その他クルーもお互いの接触を避けること。 ③作業員は、マスク、手袋着用のこと（防護服は必要ない）。 ・ 船舶代理店からは、他のクルーも上陸自粛との連絡あり（通常は上陸）。	・ 寄港中においても症状は発症せず、当初の予定取り荷役を行い、出港。
2	PCC船	・ A港を目的地とする自動車専用船で船員一名が咳の症状を訴え、医療機関を受診したいとの要望があった。 ・ 検疫所は新型コロナウイルス流行国ではないB国を14日以上前に出港している船舶であり、新型コロナウイルス感染の疑いはほとんどないと判断したが、医療機関受診することから念のため、着岸検疫にて船員の状態を確認することとなった。 ・ A港は無線検疫港であるため着岸検疫が出来ないことからC港にて検疫を実施することとなったが、C港では荷役がないために着岸が出来ないことから、C港内の錨地で検疫を行いたいとの情報提供があったもの。	3日間	有（1名）	無	無線	未実施	・ A港は無線検疫港であるためC港で臨船検疫を実施したいとなったもの。 ・ 検疫所では錨地検疫の際には民間通船会社を利用しているが、今回通船会社により検疫官の錨地への送迎を拒否されたことより、錨地検疫が困難な状況となった。 ・ 当該船員の咳は1ヶ月以上前から続いているものであり、症状から判断して新型コロナウイルス感染の疑いが低いこと、今回は医療機関受診希望を取りやめたことから、無線検疫を実施。 ・ 検疫後、そのまま目的地に向かって出港（C港には着岸せず）。当該船員は船室に隔離し、荷役の際に関係者等と接触が無いように指示。	
3	コンテナ船	・ A国を出港後、公共ふ頭に入港予定のコンテナ船の船長に数日前からの発熱・下痢等の症状があり、新型コロナウイルス感染が疑われた。 ・ 船舶側は、船長の下船と医療機関受診と着岸検疫を希望した。しかし、港湾管理者は、検疫業務等で長期間岸壁を占用される可能性を恐れ錨地検疫を希望した。	1日間	有（1名）	有	臨船（錨地）	実施（陰性）	・ 検疫所は着岸検疫を希望したが、他の船員の感染状況も考慮すると最悪の場合出港できなくなり、長期にわたり接岸したままになることも想定されることから、港湾管理者は錨地で検疫することを要請。 ・ これを受け、検疫所は海上保安部の協力により錨地で臨船検疫を実施。 ・ 船長にPCR検査を実施し、陰性であったため検疫終了。翌日当該船舶は着岸し、代理店が病人を医療機関へ搬送した。	・ 検疫所は船舶までの通船確保ができないこと、船長が病人であり今後当該船舶の運航が出来なくなるリスクがあることから、着岸した上での検疫を希望したが、港湾管理者としては長期に岸壁を占用される事態は避けたいため錨地での検疫を要請し、今後も同様の場合は原則錨地で検疫することを要請した。
4	バルク船	・ A港民間岸壁に入港予定の貨物船の船員にコロナウイルス感染の疑いがあり、港運業者が荷役を行わないこととしたため施設所有者は、関係機関において取り扱いが決定されるまで、着岸を見合わせるよう船舶側へ通知。	4日間	有（1名）	有	未実施	未実施	・ 検疫出張所が下船希望に対する対応ができないことから下船は行わないこととした。 ・ 船員の症状を診断するため医師がリモート診断（船員保険により自ら実施。その後、症状の改善が見られた）。 ・ 船舶は、製品の荷積みを断念し、今後の方針（船員の症状を踏まえて）が決まるまで沖に停泊後、B国へ出港（その後発症した情報なし）。	・ 荷積みできなかった貨物は、別途貨物船にて輸送を実施。

番号	船種	概要	寄港期間	体調不良者情報	下船希望	検疫	PCR検査	対応状況	備考
5	貨物船	・ A 港に入港し錨泊している貨物船の乗組員に発熱及び咳症状があり、当該船舶の医師が「新型コロナウイルス感染の疑いがある」と判断し、検疫所へ検査を要請したもの	1日間	有 (1名)	有	無線	実施 (陰性)	<p>【1日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11時頃検疫所にて、当該船舶に対し無線検疫を実施し、異常なしのため、入港を許可し、当該船舶は湾内に錨泊していた。 ・ 14時頃に当該船舶の乗組員 (外国籍) に発熱及び咳症状が出た。 ・ 16時頃当該船舶の医師が「新型コロナウイルス感染の疑いがある」と判断し、検疫所へ検査を要請。 <p>【2日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10時頃、海上保安部の巡視艇にて、検疫官が当該船舶へ乗船しPCR検査の簡易キットにて検体を採取し、検査実施。 ・ 20時過ぎに陰性であることが判明した。 <p>【3日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9:15入港し、同日16:40出港。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査結果による対応は、当初下記のとおり実施予定であった。 ①検査結果が陽性の場合 検疫所は入港を許可しない。 患者については、容体が軽症の場合は、当該船舶にて14日間の停留。 重症化した場合は、現時点では未定。 ②検査結果が陰性の場合 検疫所は入港を許可。
6	コンテナ船	・ A 港を出港し、翌日に着岸予定のコンテナ船内に咳が酷い船員がいることが判明し、船舶側は、着岸検疫を希望した。 ・ しかし、B 市は、検疫業務等で長期間岸壁を占有される可能性を恐れ錨地検疫を希望した。	3日間	有 (1名)	有	臨船 (錨地)	未実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 錨地検疫を実施するため検疫官が、船舶まで行くための通船確保が課題であったが、往路が用船契約の民間船、復路が海上保安部で行う方針となった。 ・ 検疫官 (医師) は、症状からして新型コロナウイルスに感染している可能性は低いと見立てていた。 ・ 乗船した検疫官の面談結果で、新型コロナウイルスに感染していないと判断されたため、予定岸壁に着岸後、当該船員の下船の上、救急車にて病院に移動させ、通常の荷役を行った。 ※検疫官の診断結果で感染が疑われる場合に備え以下の想定をしていた。 ・ PCR検査結果が陽性の場合は、停留が長期間に及ぶかもしれないため、停留場所として錨地内又は利用頻度の低い岸壁等へ着岸することも関係者間で検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検疫所に確認したところ、往路は検疫所が借り上げた民間船舶で検疫官が船舶へ向かうが、復路については、PCR検査の結果が陽性の場合、民間船舶の感染リスクを避けるため、海上保安庁の船舶で患者を搬送する対応となっていた。結果として、感染の疑いがないため海上保安部の船舶は使用せず、着岸後下船。
7	クルーズ船 (テクニカル寄港)	・ A 港においては、かねて寄港予約があった旅客船について、B 日に燃料が不足し漂流する恐れがあること、その翌日には食糧が不足することから、必要な物資の補給のための寄港要望があった。	2日間	無	無 ※着岸後にあり	なし (検疫済)	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾管理者は、人道的観点から以下の条件を付すことにより入港を許可した。 ①理由の如何に係らず人の乗下船を一切しないこと ②パイロット (水先人) が船内に乗込む場合は、防護服を着用すること ③国からの技術的な指導に従うこと ④作業は日中のみとすること ⑤補給・廃油作業員との接触をしないこと ※ 県において岸壁に警備員を配置し24 時間の監視を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回着岸時に臨船検査を実施 (検査結果は何の問題もなし) し、その後国外に出ていないため、今回の着岸に際しての検疫はなし。 ・ 二人の妊婦を下船させ帰国させたい旨、当該国大使館から協力の要請があったことから、妊婦として予期せぬ事態を避けるため、緊急的な人道上の措置として当該者が下船。
8	LPG船	・ A 港を出港後、民間企業所有のシーバースへ入港予定であったLPG船の船員1名が発熱し、その後、37.5度前後の熱と倦怠感があり船内の自室隔離している旨の連絡を受けた検疫所より、新型コロナウイルス感染が疑われるため港内錨地において検疫を実施する旨連絡があった。	3日間	有 (複数名)	無	臨船 (錨地)	実施 (陰性)	<p>【1日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 12:00より、船長への聞き取り、有症者への問診・診察・PCR検査を実施。 <p>【2日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8:23に検疫所よりFAXにて、乗員24名全員が陰性であったことから検疫を終了し仮検疫済証を発行したとの報告あり。 ・ 上記報告を受け、「今後の荷役に影響なし」の報告を関係各所へ伝達。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄港中においても症状は発症せず、当初の予定どおり荷役を行い、出港。

番号	船種	概要	寄港期間	体調不良者情報	下船希望	検疫	PCR検査	対応状況	備考
9	バルク船	・ A 港を出港した貨物船がファーストポートである B 港、C 港、D 港を経由し、港に入港した。B 港入港時より体調が悪かった船員 1 名のほか 4 名が足や背中などの症状を訴え、医療機関を受診するため下船を希望した。	5日間	有 (複数名)	有	臨船 (着岸)	実施 (陰性)	<p>【1日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 荷下ろしのため入港接岸し荷役を開始。 <p>【2日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> B 港で体調不良が確認された船員を含めた 5 名の船員が医療機関への受診のため下船要望有。 船舶代理店より市の保健所に確認したところ、体調不良を訴えていた 5 名に対して、PCR 検査を実施するよう指導されたため、検疫が船内において PCR 検査を実施。 検疫所の方針では、1 名でも陽性反応がでた場合は、すべての船員が下船不可。 5 名の船員が下船し入院することになった場合、残存船員 14 名で船舶の運航が可能か検討することも考慮。(長期停留などにより岸壁を長期間占有する恐れがあるため) 夕刻、PCR 検査の結果は 5 人とも陰性であった。 <p>【4日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 体調不良を訴えて受診を希望していた 5 名中 4 名が受診。 <p>【5日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 出港。(なお 1 名は、体調が回復したため受診しなかった。) 	・ファーストポートである B 港入港時、着岸検疫を行った際、船員 1 名が体調不良を訴えていたため、14 日間下船しないよう指示され、仮検疫証は交付されていた。
10	調査船 (内航船)	・岸壁に着岸中の建設会社所有の調査船の日本人乗組員が発熱し、高熱のため A 県のコールセンターに相談した結果、PCR 検査を実施するため下船した。	2日間	有 (1名)	有	なし (内航船のため)	実施 (陰性)	<p>【1日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 乗組員が高熱のため A 県コールセンターに相談 コールセンターから保健所に対応するよう連絡 保健所職員 1 名が連絡車で乗組員を迎えに行き、厚生医療センターに搬送し、PCR 検査を実施(検査結果が判明するのは、2日目午前の予定) 港湾管理者が他の乗組員に対して船内に留まるように要請、感染の可能性があるため市内に出ないように周知徹底 岸壁の南側半分をバリケードの設置により閉鎖 <p>【2日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> PCR 検査の結果【陰性】 	
11	貨物船	・ A 沖を航行中の外航貨物船(乗員 20 名)の船員 1 名が、体調不良(38 度台の発熱)により、PCR 検査を実施するため下船した。	2日間	有 (1名)	有	無線	実施 (陰性)	<ul style="list-style-type: none"> 23 時 05 分 船舶総代理店から A 官本部に 118 番通報 A 官本部から海上保安部へ伝達 海上保安部から保健所へ通報 海上保安部巡視船が患者を当該外航船から B 港に移送 2 時 42 分 海上保安部巡視船が B 港着岸し、患者を病院へ搬送 検体を C 市にて PCR 検査実施 直轄事務所へ B 港保安委員会事務局から 9 時 30 分電話連絡 地方整備局から出港地の D 県港湾課へ 11 時 50 分頃情報提供 16 時 00 分頃 PCR 検査の結果「陰性」と判明 	

番号	船種	概要	寄港期間	体調不良者情報	下船希望	検疫	PCR検査	対応状況	備考
12	バルク船	<p>・ A 発、B を経由して C 港に入港を予定していた外航貨物船の船員（機関長）について、痰が絡む症状があり、船舶代理店から検疫所と D 県の港湾事務所が相談を受け、結果、錨地検疫を実施することとなった。</p>	7日間	有（1名）	無	臨船（錨地）	実施（陰性）	<p>【1日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該船舶より船舶代理店へ体調不良者がいる旨の連絡 ・ 船舶代理店より検疫所へ体調不良者に係る連絡（PCR検査の実施を決定） ・ 検疫所から D 県港湾事務所へ①当該船舶を接岸させて移送するか、②洋上での検体採取とするか意見を求める連絡あり。 <p>（C 港の船舶受入指針により、入港には水先人が乗船して航行支援を行う必要があるが、PCR検査の結果が陰性と判明しない限り水先人が乗船出来ないため、検査のための接岸は行わず、臨検による錨地検疫を決定した。）（18:30頃）</p> <p>【4日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方整備局から D 県港湾課に対し本件について問い合わせ。（15:00頃） ・ 港湾課が港湾事務所からの聞き取り事項を情報提供。（15:29） ・ 港湾事務所が船舶代理店から PCR 検査スケジュールについて情報提供を受け、港湾課及び直轄事務所に情報提供（17:29） ・ 港湾課から整備局へ上記5月29日の情報を提供（18:18） <p>【5日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海上保安署巡視船で検疫官が当該船に乗船（9:40） ・ 検査実施（9:46） ・ 検査官下船（11:20） ・ 検査結果（陰性）判明（18:00） ・ 船舶代理店より C 港湾事務所へ検査結果報告（18:27） ・ 地方整備局より港湾課へ検査結果（陰性）の連絡（18:50頃） ・ 港湾事務所より港湾課へ検査結果（陰性）の連絡（18:57） <p>【7日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入国在留管理局の許可が下り、対象者は市内の医療機関を受診し、逆流性食道炎の診断を受け、薬を処方された。 <p>【8日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夕方、出港、E 港、F 港に寄港する予定。 	
13	貨物船	<p>・ A 港の錨地で売船予定であったが、海保から許可がおりず、A 港岸壁で実施</p> <p>・ 売船に伴う乗務員の交代だけであり、旅客の乗船・下船、貨物の積み込み取り卸しは無し。</p> <p>・ 検疫、入管とは、全員の PCR 検査、（陰性の場合）公共交通機関非使用による下記行程での移動について協議済み。なお、陽性者が出た場合は関係者で対応を協議する。</p> <p>・ 売り手 船員23人+買い手2名乗船中 船員23名に対して、船内において検疫がPCR検査を実施し陰性の場合、バス（貸切）で、A 港から B 空港へ行き、出国予定</p> <p>・ 買い手 船員 16人 C 空港でPCR検査実施後、C 空港からバス（貸切）で、A 港へ移動し、乗船して出港</p>	3日間	無	有	臨船（着岸）	実施（陽性）	<p>【1日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 買い手側の交代船員 16 名が C 空港から入国し、PCR 検査実施 ・ 空港の検疫と入管が、陽性判明前に、チャーターバスでの移動を許可 ・ 出発数時間後に 1 名が陽性と判明 ・ 陽性者 1 名の受け入れを、D 県が拒否 ・ 陽性判明の 1 名は引き返し、入院 <p>【2～3日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数回の再検査で、陰性判明（詳細は情報なし） ・ 14 日間の隔離が必要ということで、隔離中らしいが、情報なし ・ 検疫と入管が、15 人は濃厚接触者と判断しなかったため、岸壁にバスをつけて、船内へ移動させ、船外への移動は制限し、6/12 に国外向けへ出港 <p>【2～4日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上陸許可がおりなかったので、船内待機 ・ また、船舶代理店側も警備員を船の前に配置した ・ 売り手側は、PCR 検査の結果、全員陰性だったため、チャーターバスで移動し、B 空港から出国した 	

番号	船種	概要	寄港期間	体調不良者情報	下船希望	検疫	PCR検査	対応状況	備考
14	コンテナ船	・検疫所から、A港を出港し2日後入港予定のコンテナ船内で感染が疑われる症状がある船員がいるとの情報共有あり。 検疫所が錨地にて臨船検疫を実施。 同日、PCR検査実施。結果陰性。	4日間	有(1名)	有	臨船 (錨地)	実施 (陰性)	【3日目】 ・荒天のため、臨船検疫は実施せず。 【4日目】 ・臨船(錨地)検疫実施。 ・同日、PCR検査陰性判明、検疫終了。 【5日目】 ・船舶代理店が病人を医療機関へ搬送。	・臨船(錨地)検疫実施に際しては、往路・復路共に検疫所契約の通船を使用。
15	貨物船	・A国を出港し、ファーストポートであるB港に停泊中の貨物船において、船員の交代要員としてC空港から入国した船員(8名)のうち1名が、空港での検疫時のPCR検査で陽性となった。	7日間	無	有	無線	実施 (陽性)	・船員の交代要員として入国した者(8名)に対して、空港検疫でPCR検査を実施、結果は1名が陽性、その他は7名は陰性。 ・陰性の7名は、専用車でB港へ移動、当日午後8時45分頃到着。そのまま貨物船に乗船。 ・検疫所からは交代要員に対して、港での船員交代後は下船しないよう、また他の船員と接触しないよう指導が行われている。 ・また、下船予定者は、A国～B港間で14日以上が経過していること、及び、無線検疫にて、「全員問題なし」と判断し、日本国内での移動制限は無い。 ・B港に停泊中の船舶は、予定どおり8名下船(うち7名は交代)して、D港に向けて出港。	・入管、検疫の船員交代に係る特例措置として、陰性者であれば、公共交通機関でなく専用の車で、どこにも立ち寄ることのない移動を認めている。 ・入港時、当該貨物船の総船員数は20名。8名下船、7名乗船で出港したが、運航に支障なし。
16	RORO船 (内航船)	【1日目】 ・入港。 ・夕刻、A～B間を結ぶC航路を運航する海運所有船舶の乗組員のうち2名がD港で下船しPCR検査を受けた結果、陽性との報告がE港湾局にあり。 【2日目】 ・乗組員13名が下船しPCR検査実施。 【3日目】 ・3名が陽性、10名陰性と判明。	4日間	有(1名)	有	未実施	実施 (陽性)	【1日目】 ・到着(09:00) 【2日目】 ・全乗組員(13名)PCR検査受診 【3日目】 ・PCR検査の結果、3名が陽性、10名が陰性 ・船内の消毒作業完了 【4日目】 ・全乗組員を入れ替えし、9:00に出港	・PCR検査で陰性であった1名の乗組員以外、荷役事業者等との接触は一切ない。 (当該1名も、外でマスクをつけて荷役事業者と5分程度打合せを行った程度)
17	RORO船 (内航船)	・A港～B港～C港を結ぶD航路を運航する海運所有船舶の乗組員のうち4名が発熱により3名が自宅待機、1名が船内待機を行う。その後のPCR検査結果は、4名とも陰性と判明。	4日間	有(複数名)	有	未実施	実施 (陰性)	【1日目】 ・発熱のある乗組員について、3名が自宅待機、1名を船内待機。 【2日目】 ・B港行きの出港を延期する。 ・その後4名のPCR検査の結果、4名とも陰性と判明。 ・船内の消毒作業を実施。 【3日目】 ・11:30にB港に向けて出港。	
18	貨物船	・事前情報で、炭を積んだ船舶において、50代の甲板長が胸部の痛み(呼吸困難)を訴えている(発熱・咳なし)、持病ありとのこと。 ・積地出港後、A沖にて待機。5日後にB港入港。 ・B港にて当該船員の下船及び補油後にC港に向け出港予定	6日間	有(1名)	有	無線	実施 (陰性)	・検疫所支所が、当該船舶に対し、無線検疫をチェックリストに基づき実施。5日目には既に検疫を終了したとの報告あり。 ・当該船員の行動履歴(寄港地での下船等)及び症状ならびに、その他の船員の健康状態を確認。 ・B港に入港後、本船より下船し検疫所支所にてPCR検査用の検体を採取。 ・陰性判明後、仮検疫済証を交付し検疫終了。	・同乗している船員を含め、感染症に起因すると思われる症状が見受けられないことから当該船員は、A沖にて船舶代理店の手配船を通じて下船予定。 ・下船後は、検疫所に来所しPCR検査(検体を採取)を実施する予定。 ・当該船員の意向により、PCR検査後は医療機関にて受診予定。 ・B港にて当該船員の下船及び給油後にC港に向け出港。

番号	船種	概要	寄港期間	体調不良者情報	下船希望	検疫	PCR検査	対応状況	備考
19	コンテナ船	<ul style="list-style-type: none"> ・ A 港に入港後、B 国当局が船員に対し P C R 検査を実施したところ、3 名が陽性判定となった。なお、3 名とも無症状で発熱なし。 ・ 本船は A 港に停泊中であるが、人道的な観点から途中港を抜港し C 港に寄港し、患者 3 名を下船させて医療機関搬送したい意向を船社が示した。 	6日間	有☑複数名)	有	未実施	未実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 船会社より厚生労働省へ人道的観点で寄港したい旨相談あり。 ・ 関係省庁との調整を踏まえ、厚生労働省より船会社に対して、同船舶に乗船している外国人については上陸を拒否することおよび同船舶にも寄港しないよう要請することを回答。 ・ 船社側もこの要請を受け、C 港寄港を断念 ・ その後船社と B 国側の協議により感染者は A 港で下船後、スケジュールの遅れから D 港で日本向け貨物を卸し、最終目的地 E 国へ行くこととした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件は、当初対応方針が未定であったため、仮に寄港した場合の対応を検討するため、水際防災対策連絡会議コアメンバー会議を開催するなどした。 ・ なお、今後はコア会議の前に検疫等と会議の開催是非について検討を行うこととする。
20	コンテナ船	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夕方、呼吸器症状がある船員が 2 名乗船しており、PCR 検査を実施予定である旨検疫所から港湾管理者に情報提供あり。 	2日間	有☑複数名)	有	臨船 (錨地)	実施 (陰性)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通船を使用し、検疫官 3 名が本船に乗船し PCR 検査を実施。2 名全員陰性。着岸し、通常通り荷役を実施。 	
21	コンテナ船	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8 : 4 0 頃に A 港に着岸したコンテナ船に乗船中の船員 1 名が、B 国から A 港へ向かう途中 4 日ほど発熱していた (3 7 度前後) 。 ・ 現在は平熱に戻っている。 	1日間	有 (1 名)	有	臨船 (着岸)	実施 (陰性)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 1 時、検疫所がに船内にて船員 2 3 名全員の PCR 検査を実施。 ・ 1 7 時頃、全員陰性との連絡有。 	*下船希望 有は PCR 検査にて陽性の際には病院に収容するため。
22	貨物船	<ul style="list-style-type: none"> ・ A 港へ入港予定の貨物船において、前寄港地で下船した乗組員にコロナウィルスの感染者が判明し、乗組員 1 0 名が濃厚接触者であることから、検疫所より同船を沖合錨泊のうえ唾液 P C R 検査を実施する予定との連絡あり。 	6日間	無	無	臨船 (錨地)	実施 (陰性)	<ul style="list-style-type: none"> 【1日目】 ・ 検疫所出張所の検疫官が当該船舶に臨船し、全乗組員 18 名に対し唾液 P C R 検査を実施 【2日目】 ・ P C R 検査の結果、全 18 名の陰性が判明 【4日目】 ・ 荷役開始 	
23	コンテナ船	<ul style="list-style-type: none"> ・ A 国から B 国へ向かうコンテナ船の乗組員が急病 (腎臓結石の悪化) で、急遽、C 港へ入港 (錨泊) することとなったため、乗務員の検体採取し P C R 検査を行うこととなった。 	2日間	有 (1 名)	有	臨船 (錨地)	実施 (陰性)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海上保安署より港湾管理者へ「B 国へ向かう船で乗組員が急患のため明日に C 港へ寄港したい」と連絡が入る。 ・ 乗組員は、持病の腎臓結石の悪化であり、新型コロナウイルスの症状は報告されていないが、念のため、PCR 検査を実施することとなった。 ・ 検疫官がタグボートで船舶へ向かい、タグボート及び自動車の乗組員は感染症対策を行った上で、急病人は新型コロナウイルス外来のある病院に移送した。 ・ 検査の結果、陽性だった場合の対応は、病院に判断を仰ぐこととなっていたが、翌日 19:20 検疫所より陰性の報告有。 ・ コンテナ船は検疫の許可が出次第、B 国へ出港した。 	・ 病院に移送された急病人は、再乗船無し。
24	貨物船	<ul style="list-style-type: none"> ・ A 港へ入港予定の貨物船において、コロナウィルスの感染の疑いのある船員が乗船した船舶が寄港するとの情報あり。 ・ また船員が下船を希望したため、船舶着岸の後、検疫官が乗船し P C R 検査を実施との連絡あり。 	1日間	有 (1 名)	有	臨船 (着岸)	実施 (陰性)	<ul style="list-style-type: none"> 【1日目】 ・ 8 時 30 分頃 検疫所出張所の検疫官が当該船舶に臨船し、乗組員 1 名に対し唾液 P C R 検査を実施 ・ 17 時 20 分頃 P C R 検査の結果、体調不良者 (1 名) の陰性が判明 【2日目】 ・ 荷役開始 	

番号	船種	概要	寄港期間	体調不良者情報	下船希望	検疫	PCR検査	対応状況	備考
25	貨物船	<ul style="list-style-type: none"> ・A国を出港し、ファーストポートであるB港に入港予定のバルク貨物船において、入港予定前日に船員の二等航海士が発熱。 ・2日後にPCR検査を実施予定としていたが、波浪の影響により5日後にC港に錨泊する船内で船員全員の検体を採取し、検疫所でPCR検査を実施。同日22時頃全員陰性であることが確認された。 	2日間	有(1名)	有	臨船(錨地)	実施(陰性)	<p>【3日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査を実施し22時過ぎ結果判明予定であったが、錨地の波が高く船に着けられないため検査を延期。 <p>【4日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・錨地の波が高く船に着けられないため検体採取は早くても5日目を降になる見込みとなった。今後当該発熱者の容態が急変した場合、検疫所と船舶代理店が協議し、ヘリによる救急搬送を検討。 <p>【5日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・17:00時点、発熱者を乗せた船舶はC港湾区域内の検疫錨地に停泊中。 <p>【6日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上保安部の船舶がC港を出港し、当該船舶で検体採取。乗船後2～3時間で検体を採取し、C港に帰港。陸路で検疫所に検体を搬送。PCR検査の結果は乗組員全員(20名)陰性を確認。 <p>※港湾法上は、B港とC港の港湾区域が別となっているが、港則法上はB・C港の1つである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・検疫済証交付手続き後、B港へ着岸、荷役作業を開始する。
26	タンカー船(内航船)	<ul style="list-style-type: none"> ・A港を出港し、B港に向け航行中の内航船(タンカー)の船員1名が、体調不良(倦怠感、頭痛、関節痛等)を訴え、2日後にC港の病院でPCR検査を実施、翌日に陽性と判明した。 	8日間	有(1名)	有	未実施	実施(陽性)	<p>【1日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中の当該船舶の船員1名に倦怠感、頭痛、関節痛等の症状が発生。 <p>【2日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入港予定のB港にパースの空きが無かったため、夕刻に近隣のC港に着岸。 <p>【3日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午後に体調不良の船員本人がタクシーを手配して、C港の病院を受診。PCR検査を行うこととなり、検査を受検。その後、当該船舶に戻った。 <p>【4日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査の結果が陽性と判明。感染者は保健所が手配した福祉タクシーで病院へ搬送され、病院に入院することになった。同日に他の全船員10名及び3日目に当該船舶に乗り込んでいた船会社社員1名のPCR検査が行われ(船内で検体採取。病院に運び、検査)、5日目に全員陰性であることが確認された。 <p>【6日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該船舶は、同日以降の航行予定が未定であること及びC港に別の船舶の利用予定があり引き続きの接岸が出来ない状況から船会社の判断で、離岸しC港沖で待機することとなった。(今後の予定は本報告時点でも未定) 	
27	コンテナ船	<ul style="list-style-type: none"> ・午前に熱はないがのどの痛みと息苦しい症状がある船員1名乗船しており、PCR検査を実施予定である旨検疫所から情報提供あり。 	1日間	有(1名)	有	臨船(錨地)	実施(陰性)	<ul style="list-style-type: none"> ・12:30頃錨地に入り検疫所と水際・防災対策連絡会議主要メンバーで情報共有(個別に電話連絡にて) ・12:30頃から備船を使用し、検疫官が本船に乗船しPCR検査を実施 ・17:00頃には結果が判明(陰性) <p>A港内に着岸し、通常通り荷役を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個室船室に隔離 ・陰性だった場合は次港B港に入り病院へ搬送(なお、陽性だった場合は検疫所指定病院へ搬送する予定であった)

番号	船種	概要	寄港期間	体調不良者情報	下船希望	検疫	PCR検査	対応状況	備考
28	コンテナ船	<ul style="list-style-type: none"> ・A港で、コンテナ船の乗組員1名について新型コロナウイルスの感染疑いがあったため、錨地検疫を実施したところ、PCR検査陰性との結果。 ・前港で検疫は終了しているため、検疫所から仮検疫済証は交付済み。 ・その後、当該船は翌日にB港に入港、着岸。当該乗組員は下船し、病院に搬送。念のため、病院でPCRの再検査を実施したところ、同日陽性と判明。 	16日間	有(1名)	有		実施(陽性)	<p>【1日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夕方 港湾管理者に乗組員陽性の連絡あり。(当該乗組員は船内待機) Cバースに後続船が入るため、当該船をDバース(利用休止中)へ移動させる方向で関係者と調整開始 <p>【2日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11:00 陽性の乗組員を病院へ搬送 ・13:00 当該船CバースからDバースへ移動(水先はリモート誘導) <p>【4日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所が他の乗組員(18名)を濃厚接触者と判断したことから、船内にて乗組員18名のPCR検査(①)実施 <p>【6日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査(①)の結果、乗組員18名中2名が陽性、16名が陰性との結果。陽性者2名については、保健所が搬送先の病院を調整中。陰性となった16名についても保健所より14日間の船内での待機・経過観察が必要とのこと。 <p>【7日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陽性の乗組員2名を病院へ搬送。陰性の乗組員16名に対し、再度PCR検査(②)を実施。 <p>【8日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCR再検査(②)の結果、1名(船長)が陽性、15名が陰性との結果。陽性者(船長)を病院へ搬送。 <p>【11日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交代船員1名乗船 <p>【13日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで陰性だった船員15名と交代船員1名、計16名について再度PCR検査(③)を実施。 <p>【14日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCR再検査(③)の結果、16名全員陰性との結果。交代船長、乗船(空港でPCR検査を実施し陰性が確定) <p>【15日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午後 船内消毒実施 <p>【16日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝 DバースからCバースへ移動。輸出コンテナを降ろし、同日夕方(16:27)、次港に向けて出港 	<ul style="list-style-type: none"> ・1日目時点で当該船のCバースでの荷役は終了している ・乗組員19名のうち、陽性者4名(うち1名は船長)
29	海底ケーブル敷設船	<ul style="list-style-type: none"> ・検疫支所よりA国から来たケーブル敷設船の乗組員(39名中10名)に発熱及び嘔吐、下痢の症状があるため当該船員(10名)のPCR検査を実施する旨情報共有された。 	1日間	有(複数名)	無 ※着岸後にあり	臨船(錨地)	実施(陰性)	<p>【1日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・17:30過ぎB港内錨地入り ・検疫所より保安委員会主要メンバーに情報共有 <p>【3日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・09:30頃から備船を使用し、検疫官が本船に乗船しPCR検査を実施 ・17:00過ぎに検疫所より船員全員陰性であることを情報共有 <p>【4日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プライベートバースに着岸 	<ul style="list-style-type: none"> ・船内にて隔離。 ・本船は最低10名で運航可能。 ・陽性だった場合もプライベートバースに着岸し、船員の交代を待つ予定としていた(船舶代理店確認)。

番号	船種	概要	寄港期間	体調不良者情報	下船希望	検疫	PCR検査	対応状況	備考
30	貨物船	・A港から出港にあたり、乗務員（24名）がPCR検査を受けたところ、陽性であることが判明したもの	22日間	有☑複数名	無	未実施	実施 (陽性)	<p>【1日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 乗組員（24名）のうちPCR検査の結果1名の陽性が判明、船内で隔離 <p>【4日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに体調不良（2名）発生、翌日PCR検査の結果陽性が判明 <p>【10日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健所の指示により残りの乗組員全員のPCR検査を実施、翌日7名の陽性が判明（宿泊療養施設が決定次第搬送予定） 船舶を他の荷役に支障の少ない岸壁に移動 <p>【16日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 陽性者7名が保健所の指示する宿泊療養施設に入所、感染した計10名が下船 <p>【22日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 補充の乗組員9名が乗船、B港に向けて出港 	・本船はA港での荷揚げ作業後、売却され船舶乗組員が交替になり、新たに空港検疫（陰性）を受けた船員が乗船した。よって、港での検疫対象外
31	海洋調査船	・A港に着岸し、2日後(PM3:00)に出港した海洋調査船の乗組員が、3日後早朝39℃の熱がありA港へ引き返し。乗組員は自ら医療機関へ診察を受け陽性の判定。	5日間	不明	不明	未実施	実施 (陽性)	<ul style="list-style-type: none"> 発熱がある乗組員について、医療機関へ診察を受け陽性判定の為、そのまま医療機関にて入院。 その他乗組員（62名）は、船内で待機中。今後、全員PCR検査。 船舶については、現在Bふ頭に停泊中、明日以降はCふ頭に移動予定。 検査の結果乗組員全員の陰性が判明。 	
32	タンカー船 (内航船)	・A港に入港していた内航船の船員（3名）が体調不良によりPCR検査受診の結果、陽性と判明し市内ホテルへ搬送。翌日に1名の体調不良が生じPCR検査受診、後日陽性と判明し市内ホテルへ搬送。その後抗原検査を受診した者の陽性が、さらに後日PCR検査の結果陽性が判明しそれぞれ市内ホテルへ搬送。	19日間	有 (複数名)	有 (複数名)	無	有 (複数名)	<p>【1日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 港湾管理者に乗組員3名に陽性の連絡あり。（当該乗組員は市内ホテルへ搬送、その他乗組員は船内待機）（1～3例目） 当該船は荷役に支障のない岸壁に着岸と沖待ちを繰り返しながら2週間A港内にて待機 <p>【5日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> PCR検査の結果、1名陽性の乗組員を市内ホテルへ搬送（4例目） <p>【8日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 体調不良の乗組員1名の2回の抗原検査の結果、陽性と判明し市内ホテルへ搬送（5例目） <p>【10日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな体調不良の乗組員1名が抗原検査の結果、陽性と判明し市内ホテルへ搬送（6例目） 1日目に陽性の乗組員3名が保健所の判断により10日間の隔離期間を終了、うち2名が職場復帰 <p>【12日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 10日目に隔離期間を終了した3名のうち、残り1名も職場復帰 新た体調不良者（1名）の抗原検査実施、結果は陰性 <p>【13日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 12日目に陰性だった船員1名がPCR検査を実施、陽性と判明し市内ホテルへ搬送（7例目） <p>【19日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 乗組員3名を入れ替えし、陰性5名と復帰者4名の計12名にて陰性証明を取得し、保健所の了承を得てB港へ出港 	
33	漁船（内航船）	・当該船舶に出入りしていた人物（船舶所有会社役員）が新型コロナウイルス感染症の陽性になったため、濃厚接触者に該当する船員のPCR検査を行う旨保健所から連絡があったもの。	2日間	無	無	無	実施 (陰性)	<ul style="list-style-type: none"> A港に着岸中の漁船（内航、乗組員24名）の船員全員が、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者であることが判明し、保健所が船に入りPCR検査を実施。 翌日乗員全員の陰性が確認され本船は、同日A港を出港。 	

番号	船種	概要	寄港期間	体調不良者情報	下船希望	検疫	PCR検査	対応状況	備考
34	コンテナ船	A港を出航し4日後にB港入港のコンテナ船は検疫所に対し、「昨日から乗組員1名が発熱。」との連絡を行い。B港の岸壁で着岸検疫を受けることとなった。	11日間	有り (1名) 陽性者は 11名	無 ※着岸後 にあり	臨船 (着岸)	実施 (陽性)	<ul style="list-style-type: none"> 入港1日前にコンテナ船から「昨日から乗組員1名が発熱。」との連絡を受けた検疫所は全乗組員に対し翌日に臨船(着岸)検疫を実施することとした。 【1日目】 乗組員23名から抗体を採取し、同日夕刻10名の陽性者が判明。 【2日目】 着岸バースの移動後、陽性者10名は療養施設に搬送。 【4日目】 咳嗽症状等の乗組員2名にPCR検査実施 1名陽性となり療養施設に搬送。 【5日目】 昨日検査した乗組員以外の11名のPCR検査を実施し、全11名の陰性を確認 【9日目】 4日目・5日目に陰性の乗組員12名にPCR検査実施、全12名の陰性を確認。乗組員下船後消毒作業実施。 【11日目】 乗組員の交代、荷役を終え、16:50に次港(C港)へ出港。 	
35	ガット船(内航船)	<ul style="list-style-type: none"> A港に着岸して荷物積込したガット船の機関士1名がPCR検査を受け陽性が判明し入院。濃厚接触者の他船員4名もPCR検査。 後日、船長・機関士2名が陽性判明。船社が長期係船が出来ないと判断し、B県保険部局と相談、会社に近いC港に向け出港。 D県(港湾担当、保険部)、海上保安部と調整、長期係船で他の使用者に影響がないことを確認して着岸。陽性者2名は保健所が搬送。濃厚接触者2名は2週間船内待機。 船社で船内消毒実施。修理のためE港へ移動。他船入港時は一時沖泊、仕事のため船社専用バースに向け出港 	14日間	有(1名)	不明	なし (内航船のため)	実施(3名 陽性)	<ul style="list-style-type: none"> 【1日目】 A港に着岸し荷物積込、機関士1名が病院でPCR検査を受け陽性判明・入院。濃厚接触者である他船員4名もPCR検査。 【3日目】 船長、機関士2名の陽性判明。11:00船社が長期係船が出来ないと判断し、B県保険部局と相談、会社に近い、C港に向け出港。14:30着岸許可についてD県(港湾担当、保健部局)、海上保安部と調整。15:40長期係船で他の使用者に影響がないことを確認し許可。16:00着岸。16:45陽性者2名は保健所の搬送車で搬送、他の2名は2週間船内待機。 【10日目】 船社(社員2名、船員3名)で船内消毒実施(感染船員の船員室(布団交換)、ブリッジ、共有スペース) 【13日目】 9:00修理のためC港からE港へ移動。 【15日目】 10:00他船着岸のためE港岸壁を離岸、一時沖に停泊。その後、仕事のためF港(船社専用バース)向け出発。 <p>※経過観察中の船員が乗船は不明、乗船している場合でも着岸は経過観察後となる。</p>	<p>保健所に確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 経過観察は保健所で実施、毎日、電話で容体確認(2週間) 消毒を行うのは船社であり、消毒後の検査までは行っていない 保健所は、濃厚接触者と連絡が取れれば、場所の縛りはない 船の移動も縛りはなく、船員が船舶へ乗り込むことも規制できない 濃厚接触者へは、不要不急の外出や人との接触を避けるよう要請しているが、強制ではない 県外へ出る場合は、県外の保健所へ連絡する
36	RORO船 (内航船)	<ul style="list-style-type: none"> A港からB港へ銅製品運搬の途中で、船長の体調不良にてC港へ入港したもので、船長と他の船員10名中3名が陽性となったもの。交替の船員が乗船の上、B港へ向け出港 	6日間	有(1名)	有	未実施	実施 (陽性)	<ul style="list-style-type: none"> 体調不良の船長は、医療機関で診察を受け陽性判定の為、翌日より医療機関に入院。 その他船員10名は、全員船内で保健所による、PCR検査を受け、3名が陽性 陽性者3名は、市内のホテルで療養(1名無症状、2名は咳・のどの痛み) 陰性者7名は、船内待機していたが、後日市内のホテルに移動(健康観察) 船舶については、船内消毒を実施後、交替の船員が乗船し、当初の目的港であるB港に向け出港 	
37	貨物船 (売船)	<ul style="list-style-type: none"> A港に停泊中の貨物船が売船により船員24名が下船予定のためPCR検査を行ったところ、B国人1名の陽性(無症状)を確認。他は陰性。 	5日間	無	有	臨船 (着岸)	実施 (陽性)	<ul style="list-style-type: none"> 【1日目】 乗組員下船のためPCR検査を実施したところ、1名が陽性となり、療養施設に搬送。 他の乗組員13名は、翌日にC空港より出国。 【3日目】 1月31日 船内消毒を実施。 【4日目】 2月1日 検疫所が確認を行い、仮検疫済証を交付。 【5日目】 2月2日 D国へ出港。 	

番号	船種	概要	寄港期間	体調不良者情報	下船希望	検疫	PCR検査	対応状況	備考
38	漁船	<ul style="list-style-type: none"> ・海上保安部から港湾管理者にA国籍の漁船（総トン数7,816t 乗員98名）に体調不良者が1名発生したとの情報連絡あり。 ・日本への寄港予定はなかったが、医療機関から緊急搬送が必要との助言がされ、B港沖での海上保安部巡視艇による緊急搬送を検討したが荒天のため行えず、翌日に当該漁船はB港埠頭に着岸して、体調不良者をC市内の病院に緊急搬送され、搬送後、PCR検査を行い、陽性と確認。 ・当該漁船は、緊急搬送終了後、外国人漁業者の規制に関する法律に基づき出港した。 	3日間	有	有	—	実施 (陽性)	<p>【2日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・B港D埠頭に着岸した。体調不良者は当該船舶を下船し、保健所によりC市内の病院へ緊急搬送された。病院到着後に検体を採取しPCR検査を実施。 <p>当該漁船は外国人漁業者の規制に関する法律（4条1-1）に該当しなくなったため出港した。</p> <p>【3日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査の結果、陽性と判明した。 	
39	貨物船	<ul style="list-style-type: none"> ・A港へ入港予定の貨物船（積荷：石炭）は、前寄港地（B国）で下船した船員にコロナウィルス感染者がいたことから、全乗組員22名（C国籍1名、D国籍21名）が濃厚接触者と認定され、検疫所より同船を沖合錨泊のうえ、乗組員に対し唾液PCR検査を実施する予定との連絡あり。 	6日間	無	無 ※着岸後にあり	臨船 (錨地)	実施 (陰性)	<p>【1日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・17:00 A港入港（検疫所指定錨地） <p>【2日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9:40 検疫所の検疫官が当該船舶に臨船し、全乗組員22名に対し、唾液PCR検査を実施 ・17:15 PCR検査の結果、全22名の陰性が判明 <p>【4日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9:00 A港岸壁着岸（同 荷役開始） <p>【5日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗組員1名（C国籍）下船（14日間の待機制限と公共交通機関不使用制限中、市内のホテルで宿泊隔離） 	・荷役終了後、B国へ向けに出港。
40	貨物船	<ul style="list-style-type: none"> ・A港に着岸予定の貨物船（積荷：石炭）について、左頬が腫れた乗組員(1名)がいたことから、代理店を通じて病院で診察を受けたところ、化膿性粉瘤と診断を受けた。また咳の症状があったためPCR検査を受けたところ陽性と診断された。 ・よって残る全乗組員18名（全員B国籍）が濃厚接触者と認定されたことから、検疫所において乗組員全員に対し唾液PCR検査を実施。結果7名が陽性と判明。 ・陽性者（7名）については、C市の療養施設に移送。不足する乗組員8名については、後日補充を行ったのち、運航を再開、A港に着岸し荷役を開始することとなった。 	11日間	有☑複数名)	有	臨船 (錨地)	実施(8名 陽性)	<p>【1日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A港に錨泊 ・乗組員のうち体調不良の1名を周南市内の医療機関へ搬送のうえ実施したPCR検査の結果、陽性が判明。 <p>【2日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検疫所の検疫官が当該船舶に臨船し、残る全乗組員18名へ、唾液PCR検査を実施 ・PCR検査の結果、7名の陽性が判明（陽性者は全員無症状） <p>【4日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船内隔離されていた陽性者について、検疫所の判断によりC市の療養施設へ移送 <p>【6日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船内の消毒作業を実施 <p>【7日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検疫官による乗船により検査を行い、仮検疫済証を交付 <p>【8日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補充の船員8名が到着し乗船 <p>【9日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・D岸壁に着岸 <p>【10日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷役を開始 	・11日目にし出港。